

令和 8(2026)年度 道営住宅の募集について

釧路総合振興局所管(釧路市・釧路町)

1. 道営住宅とは

- (1) 北海道が建設した賃貸住宅です。入居を希望する方は「公募」に申込みいただきます。
- (2) 収入や建物の利便性に応じた家賃を負担していただきます。
- (3) 自治会に加入していただき、住棟の日常的な維持管理にご協力いただきます。
- (4) 条例等で定めた入居資格を満たす方が入居できます(公営住宅法、北海道営住宅条例)

2. 公募の日程、お申込み方法

	第1回募集	第2回募集	第3回募集	第4回募集
募集案内の配布開始	令和8年(2026) 4月30日(木)	令和8年(2026) 7月30日(木)	令和8年(2026) 9月24日(木)	令和9年(2027) 1月28日(木)
窓口受付期間	5月18日(月) ～5月23日(土)	8月17日(月) ～8月22日(土)	10月19日(月) ～10月24日(土)	2月19日(金) ～2月26日(金)
公開抽選会	5月26日(火)	8月25日(火)	10月27日(火)	3月2日(火)
入居の開始	7月18日(土)	10月17日(土)	12月19日(土)	4月24日(土)

- (1) 日程は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 募集する住戸については、募集案内の配布開始日に公社のホームページや自治体の広報紙に掲載いたします。
- (3) 募集案内の配布開始後、指定期限までに郵送やインターネット、または公社窓口にて申込みいただきます。

3. 公開抽選

- (1) 公開抽選を行い、応募区分ごとの当選者をコンピューターくじで決定します。
- (2) 連続して落選した年度数に応じ、当選確率を引き上げします。
- (3) 特定世帯の当選確率を引き上げします(子育て世帯向け住宅、特定目的住宅の申込みには適用しません)

4. 当選から入居までのスケジュール例

当選から60日程度で入居できます。

	日	月	火	水	木	金	土
1週			公開抽選	資格審査開始			
2週						書類提出期限	
3週		警察照会				警察照会終了	
4週				入居決定通知	内見開始		
5週						内見終了	
6週					敷金納付期限		
7週							
8週						説明会・鍵渡し	入居可能日

*** お問い合わせは指定管理者へ ***



TEL 0154-31-4563
<https://kushiro-jk.or.jp>

一般財団法人 釧路市住宅公社

釧路市黒金町7丁目5番地
(釧路市役所本庁舎5階)

5. 申込みができる方の資格要件

共通の資格要件

- (1) 世帯の月額所得が 15 万 8 千円以下であること。(一定の要件に該当する裁量階層世帯は 21 万 4 千円以下に緩和されますので、詳しくは 5 ページを参照してください)
- (2) 持ち家がなく現に住宅に困窮していること。
- (3) 入居を予定する世帯全員が暴力団員ではないこと。(警察署へ照会します)
- (4) 道営住宅の家賃等の滞納がないこと。
- (5) 現在公営住宅に入居中の方は、次のいずれかに該当していること。

① 募集している特定目的に係る入居資格があるとき。(現に同等の住宅に入居している場合を除く)
② 浴室のない住宅から、浴室のある道営住宅に入居を希望するとき。
③ 遠方の医療機関に 6 ヶ月以上の通院を必要とする場合で、その医療機関に近い道営住宅に入居を希望するとき。
④ 介護等の目的で、親、祖父母、子、孫の居住地から概ね 2km 以内の地域に所在する道営住宅に入居を希望するとき。
⑤ 転勤等により、現に入居する市町村の区域以外にある道営住宅に入居を希望するとき。
⑥ 現在の間取りが世帯人数に見合わず、次のいずれかの事情により現住居より広い(または狭い)住宅を希望するとき。 ▽ 2 人以下で 3LDK 以上の間取りにお住まいの方が、3DK 以下を希望するとき。 ▽ 3 人以上で 3DK 以下の間取りにお住まいの方が、3LDK を希望するとき。 ▽ 5 人以上で 3DK 以下の間取りにお住まいの方が、3LDK 以上を希望するとき ▽ 5 人以上で 3LDK の間取りにお住まいの方が、4DK を希望するとき。

一般世帯向け住宅の資格要件

- (1) 「共通の資格要件」に加えて、次の(2)に該当すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族等(事実上婚姻関係と同様の事情にある方、3 ヶ月以内に入籍予定の方を含む)がいること。

※ 事実上婚姻関係と同様の事情にある方とは、内縁関係や同性カップルの方を言います。

単身者向け住宅の資格要件

- (1) 「共通の資格要件」に加えて、次の(2)に該当すること。
- (2) 申込者本人が、戸籍上の配偶者がいない方及び同居者がいない方であり、自活可能な状態であるか、介護が必要な場合は常時介護を受けられること。

世帯・単身併用住宅の資格要件

- (1) 「一般世帯向け住宅の資格要件」又は「単身者向け住宅の資格要件」のどちらかに該当すること。
- (2) 単身者が、釧路町の睦団地を申込み場合は上記(1)に加えて、次のいずれかに該当すること。
 - ① 年齢が 60 歳以上の方。
 - ② 次のいずれかの認定等級に該当する手帳の交付を受けている方。
 - ア 身体障がい者手帳…1～4 級
 - イ 精神障がい者手帳…1～3 級
 - ウ 療育手帳…A 又は B 判定

- ③ 生活保護を受けている方。
- ④ 戦傷病者(特別項症～第6項症、又は第1款症)として認定されている方。
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項規定の厚生労働大臣の認定を受けている方。
- ⑥ 海外からの引揚者で日本に引き揚げしてから5年を経過していない方。
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定に該当する方。
- ⑧ 配偶者からの暴力による被害者で、次のいずれかに該当する方。
 - ア 配偶者暴力防止等法による一時保護又は保護が終了した日から5年を経過していない方
 - イ 配偶者暴力防止等法にもとづく裁判所の退去命令又は接近禁止命令が出されて5年を経過していない方

子育て世帯向け住宅の資格要件

- (1) 「共通の資格要件」に加えて、次の(2)に該当すること。
 - (2) 現に同居又は同居しようとする親族のうち、1人以上が小学校就学前であること。
- ※ 但し、同居又は同居しようとする小学校就学前の方が、中学校に就学する年の3月31日までが入居期限となります。

特定目的住宅の資格要件

「共通の資格要件」に加えて、次の住宅の要件に該当すること。

(1) 高齢者等世帯向け住宅

次のいずれかに該当すること。

- ① 申込者本人が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれかが60歳以上又は18歳未満の方であること。
- ② 申込者本人または同居者のいずれかが60歳以上の方で、かつ、同居者が申込者本人の配偶者のみであること。又は同居者が、申込者本人の配偶者および18歳未満の方であること。
- ③ 申込者本人又は同居者に、障がい者手帳(身体1～4級、精神1又は2級、療育A又はB判定)をお持ちの方がいること。
- ④ 申込者本人又は同居者に、戦傷病者(特別項症～第6項症、又は第1款症)として認定されている方がいること。
- ⑤ 申込者本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項規定の厚生労働大臣の認定を受けている方がいること。
- ⑥ 申込者本人又は同居者に、海外からの引揚者で日本に引き揚げしてから5年を経過していない方がいること。
- ⑦ 申込者本人又は同居者に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定に該当する方がいること。

(2) 母子世帯及び父子世帯向け住宅

申込者が次のいずれかに該当し、かつ、同居者に現に扶養している20歳未満の子がいること。

- ① 寡婦。
- ② 配偶者と死別し、又は離別した男子であって現に婚姻していない方。

- ③ 配偶者の生死が明らかでない男子。
- ④ 配偶者から遺棄されている男子。
- ⑤ 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない男子。
- ⑥ 配偶者が精神又は身体の障害により労働能力を失い、かつ、長期にわたって入院している男子。
- ⑦ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子。
- ⑧ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの。

(3) 大家族世帯向け住宅

同居者が、4名以上いること又は18歳未満の同居者が3名以上いること。

(4) 18歳未満同居世帯向け住宅

同居者に、18歳未満の方がいること。

(5) 新婚世帯向け住宅

申込者本人及び同居者であるその配偶者(婚姻の予約者を含む)の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出から2年を経過していないこと。

(6) 転入世帯向け住宅

申込者本人又は同居者に、道内の他の市町村から転入する方がいること。

(7) 移住世帯向け住宅

申込者本人又は同居者に、道外から移住する方がいること。

(8) 車いす対応住宅

申込者本人又は同居者が、日常生活において車いすを使用することを常態としている世帯(常時車いすを必要としていることを証する医師の診断書の提出が必要になります)であって、次のいずれかに該当すること。

- ① 身体障がい者手帳(1～4級)をお持ちの方。
- ② 戦傷病者(特別項症～第6項症、又は第1款症)として認定されている方。

(9) シルバーハウジング住宅

相談や見守りなどの支援があれば日常生活を営むことができる高齢者等のために整備された住宅です。自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ独立して生活するには不安がある方で、次のいずれかに該当すること。

- ① 世帯向け住宅
 - ア 夫婦のいずれかが60歳以上の世帯、又は60歳以上の方のみによる世帯
 - イ 障がい者のみによる世帯
 - ウ 障がい者と配偶者のみによる世帯
 - エ 障がい者と夫婦のいずれかが60歳以上の世帯、又は60歳以上の方のみによる世帯

- ② 単身者向け住宅

- ア 60歳以上の方で、戸籍上の配偶者及び同居者がいないこと
- イ 障がい者の方で、戸籍上の配偶者及び同居者がいないこと

※ 申込みの際に、「日常生活状況申立書」を提出していただき、釧路市の福祉部局による審査の結果「生活援助員派遣対象」と判定された世帯のみが抽選の対象となります。また、緊急通報システムを利用するため固定電話回線の契約が必須です。

6. 収入基準について

(1) 収入基準

道営住宅へは、世帯全員の所得金額が「15万8千円以下」であれば申込みできます。ただし、下記の表に記載する「裁量階層」に該当する世帯は「21万4千円以下」であれば申込みできます。

基準を超える方は、道営住宅の申込みはできません。

【月額所得＝(世帯所得金額合計－控除)÷12】が次の金額以下であることが必須です。

一般階層：月額所得 158,000 円

裁量階層：月額所得 214,000 円(次のいずれかに該当するとき)

- ① 入居者が60歳以上、同居者のいずれかが60歳以上または18歳未満の世帯。
- ② 中学校就学前の子どもが同居する世帯。
- ③ 18歳未満の子が3名以上同居する世帯。
- ④ 入居者及び配偶者(婚姻の予約者を含む)の年齢が合計70歳以下であり、かつ婚姻の届出の日から2年以内の方。
- ⑤ 障がい者手帳(身体1から4級、精神1または2級、療育AまたはB判定)を所持している方。
- ⑥ 戦傷病者手帳を交付され、恩給法で定める身体上の障がいの程度の方(別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または別表第1号表ノ3の第1款症)
- ⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項規定の厚生労働大臣の認定を受けている方。
- ⑧ 海外からの引揚者で日本に引き揚げしてから5年を経過していない方。
- ⑨ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条の規定に該当する方。

(2) 対象となる収入

対象となる収入には、入居者本人のほか同居者の収入を含みます。なお、パート・アルバイト・季節労働など継続的な収入があれば全て対象となります。

対象となる収入	<ul style="list-style-type: none"> ●給与収入(給料・俸給・賃金・賞与など) ●年金収入(厚生年金・国民年金・共済年金・企業年金など課税対象の年金または恩給) ●事業収入・その他収入(事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金など)
対象とならない収入	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい年金 ●遺族年金 ●労災年金 ●雇用保険金 ●労災保険金 ●休業補償金 ●生活保護による扶助費 ●一時所得など

(3) 月額所得の求め方

所得金額や控除金額については、次ページ以降を参照してください。定額ではない控除金額(ひとり親、寡婦、所得金額調整、基礎控除振替)は、該当する方の所得が控除額上限に満たないときはその所得金額を控除額とします。

	給与所得金額	年金所得金額	事業所得他金額	控除金額
世帯主	円	円	円	同居者(別居扶養) 38万円 × 人
同居者	円	円	円	老人扶養(配偶者) 10万円 × 人
同居者	円	円	円	特定扶養 25万円 × 人
同居者	円	円	円	ひとり親 円
同居者	円	円	円	寡婦 円
				障がい者 27万円 × 人
				特別障がい者 40万円 × 人
				所得金額調整 円
				基礎控除振替 円
	世帯所得金額合計			控除金額合計

(世帯所得金額合計－控除金額合計)÷12＝

(一般階層 158,000 円以下、裁量階層 214,000 円以下)

7. 所得金額の求め方

(1) 個人別、収入の種類別に、年間総収入から「所得控除後の金額(所得金額)」を求めます。

① 給与所得(アルバイト等を含む)の例

現在の勤務先は 前年の1月1日以前に就職	源泉徴収票の「支払金額」を年間総収入とします。
現在の勤務先は 前年の1月2日以降に就職	就職日の翌月から12ヶ月の支給額合計を年間総収入とします (12ヶ月未満は見込みを合算、非課税交通費は除外)
季節雇用等	雇用期間の総収入を雇用月数で割り、12をかけた額を年間総収入とします。
勤務先が複数ある	勤務先ごとに12ヶ月の支給額(見込みを含めた額)を求め、合算した額を年間総収入とします。
現在失業中(季節雇用等を除く)	年間総収入がないものとして考えます。

↓

年間総収入の範囲	所得金額の算出方法(850万円以上省略)
0 ~ 650,999	0
651,000 ~ 1,899,999	年間総収入-650,000
1,900,000 ~ 3,599,999	年間総収入÷4,000(1円未満切捨)×4,000×0.7-80,000
3,600,000 ~ 6,599,999	年間総収入÷4,000(1円未満切捨)×4,000×0.8-440,000
6,600,000 ~ 8,499,999	年間総収入×0.9-1,100,000

② 年金所得の例

源泉徴収票の支払金額を年間総収入(受給期間が12ヶ月に満たないときは見込みを含めた12ヶ月相当の額)とします。複数の年金を受け取っているときは、年金ごとに年間総収入を求め、合算します。障がい、遺族、恩給(非課税)は算入しません。個人年金はその他の所得として別途計算します。

年齢	年間総収入	所得金額の算出方法(770万円以上省略)
65歳未満	0 ~ 600,000	0
	600,001 ~ 1,299,999	年間総収入-600,000
	1,300,000 ~ 4,099,999	年間総収入×0.75-275,000
	4,100,000 ~ 7,699,999	年間総収入×0.85-685,000
65歳以上	0 ~ 1,100,000	0
	1,100,001 ~ 3,299,999	年間総収入-1,100,000
	3,300,000 ~ 4,099,999	年間総収入×0.75-275,000
	4,100,000 ~ 7,699,999	年間総収入×0.85-685,000

③ 事業所得、その他の所得

現在の事業を前年の1月1日以前から行っているときは、確定申告の「所得金額」を使用します。現在の事業を前年の1月2日以降始めたときは、別途明細書を作成していただきます。その他の収入については担当までお問い合わせください。

8. 控除金額について

(1) 該当する控除を世帯所得合計から引きます。

控除名	対象	控除額
同居者	本人以外で、道営住宅に同居する方。	38万円
別居扶養	道営住宅に同居はしないが、所得税法上の扶養親族の方。	
老人扶養	70歳以上で、所得税法上の扶養親族の方(配偶者を除く)	10万円
老人配偶者	70歳以上の同一生計配偶者で、所得58万円以下の方。	
特定扶養	16歳以上23歳未満の扶養親族(配偶者を除く)	25万円
ひとり親	現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死の明らかでない一定の方のうち、次の要件を満たす方。 ① その方が生計を一にする子(他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされている方を除き、所得58万円以下)を有すること。 ② 合計所得500万円以下であること。 ③ 事実上の婚姻関係にあると認められる方がいないこと。	35万円まで 所得35万円未満のときはその金額
寡婦	ひとり親に該当しない方で、次のいずれかの要件を満たす方。 ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族(ひとり親参照)を有し、合計所得が500万円以下であること。事実上の婚姻関係にあると認められる方がいないこと。 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死の明らかでない一定の方で、合計所得が500万円以下であること。事実上の婚姻関係にあると認められる方がいないこと。	27万円まで 所得27万円未満のときはその金額
障がい者	本人または扶養親族で、所得税法上、次のいずれかに認定されている方。 ① 精神上的の障がいにより、事理を弁識する能力を欠く常況にある方は、特別障がい者。 ② 児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医により、知的障がい者と判定された方。重度と判定された方は、特別障がい者。 ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方。1級の方は、特別障がい者。 ④ 身体障がい者手帳の交付を受けている方。1級または2級の方は、特別障がい者。 ⑤ 65歳以上で、市町村長等や福祉事務所長から①②④に準ずる障がい者として認定を受けている方。特別障がい者に準ずるとの認定を受けている方は、特別障がい者。 ⑥ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までの方は、特別障がい者。 ⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方は、特別障がい者。 ⑧ 引き続き6ヶ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする方(介護を受けなければ自ら排便等を行うことができない程度)は、特別障がい者。	障がい者 27万円 手帳等級は 身体3-7, 療育B-C, 精神2-3
特別障がい者		特別障がい者 40万円 手帳等級は 身体1-2, 療育A, 精神1
所得金額調整	本人または同居する方で、給与所得と公的年金に係る雑所得の両方の所得がある方。かつ、給与所得控除後の金額(10万円を超えるときは10万円とします)と、公的年金等に係る雑所得の控除後の金額(10万円を超えるときは10万円とします)の合計から10万円を控除した後、残額があるとき。	10万円まで 所得10万円未満のときはその金額
基礎控除振替(政令)	本人または同居する方で、給与または公的年金に係る雑所得を有し、所得控除後の金額がある方。ただし、給与所得と公的年金に係る雑所得の両方がある方は、給与所得と公的年金等に係る雑所得の所得控除後の金額の合計から10万円(合計金額が10万円未満のときはその額)の控除となります。	10万円まで 所得10万円未満のときはその金額

9. 収入基準年収早見表

申込みをする世帯で、収入のある方が1名のみで収入を得る方法が1種類の場合、次の早見表により収入基準に適合するかを確認することができます。給与所得、公的年金に係る雑所得は、源泉徴収票の「支払金額」と比較、事業所得は確定申告書控等の「所得金額」と比較してください。

次の金額以下であること。

- ① 前年の1月1日以降に就職、転職、退職、開業や廃業等があったときは参照できません。
- ② 障がい年金、遺族年金、恩給の非課税の年金は算入しません。
- ③ 事業収入の方で専従者がいるときは参照できません。

	世帯 人数	給与 (支払金額)	年金 65歳以上	年金 65歳未満	事業 (所得金額)
一般 階層	1人	2,967,999	3,096,011	3,028,015	1,896,011
	2人	3,511,999	3,534,682	3,534,682	2,276,011
	3人	3,995,999	4,041,349	4,041,349	2,656,011
	4人	4,471,999	4,495,308	4,495,308	3,036,011
	5人	4,947,999	4,942,367	4,942,367	3,416,011
裁量 階層	1人	3,887,999	3,924,015	3,924,015	2,568,011
	2人	4,363,999	4,391,778	4,391,778	2,948,011
	3人	4,835,999	4,838,837	4,838,837	3,328,011
	4人	5,311,999	5,285,896	5,285,896	3,708,011
	5人	5,787,999	5,732,955	5,732,955	4,088,011

10. 収入分位と家賃について

(1) 収入分位

階層	月額所得金額	収入分位
一般階層	0 ～ 104,000	1
	104,001 ～ 123,000	2
	123,001 ～ 139,000	3
	139,001 ～ 158,000	4
裁量階層	158,001 ～ 186,000	5
	186,001 ～ 214,000	6

※ 月額所得金額の求め方については5ページの「(3) 月額所得の求め方」を参照してください。

(2) 家賃の目安(令和8年度)

収入分位	単身者向け住宅 (2DK)	世帯向け住宅 (2LDK～4LDK)
1	13,700 ～ 16,800	15,100 ～ 25,900
2	15,900 ～ 19,400	17,500 ～ 29,900
3	18,100 ～ 22,200	20,000 ～ 34,200
4	20,500 ～ 25,000	22,500 ～ 38,600
5	23,400 ～ 28,600	25,800 ～ 44,100
6	27,000 ～ 33,000	29,700 ～ 50,900

※ 家賃は、住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、利便性に応じて、収入分位ごとに定められています。

11. 申込みの際の注意事項等

- (1) 申込みは1世帯1件に限ります。複数申込みや、申込内容が事実と相違するときは失格とします。
- (2) 自活していない未成年者のみの世帯は、申込みすることはできません。
- (3) 戸籍上の配偶者がいるときは、配偶者を分離して申込みすることはできません。離婚予定や別居中でも申込み可能ですが、当選後の入居資格審査の際に離婚が成立していることが条件となります。ただし、離婚調停中の方は「裁判所又は弁護士が発行する証明書」を提出すれば離婚が未成立でも資格要件を満たしていると判断します。
- (4) 入居後に世帯員の異動や転職、収入変動が生じたときは、家賃を変更することがあります。また、毎年8月頃に収入申告をしていただき、翌年4月からの家賃を更新します。なお、申告を行わないときは、民間住宅並みの家賃を負担していただきます。
- (5) 駐車場は1台分の契約ができますが、来客用としての契約はできません。愛国団地については、第2駐車場を完備しており、空き状況によっては複数台の契約が可能です。(車両の使用者が入居者か同居者であること。自家用で長さ480cm、幅180cmまで)
- (6) 釧路ガスと給湯器リース契約(別途料金がかかります)を結んでいただきます。睦団地は、流し台の瞬間湯沸かし器や浴室のガスバランス釜を、ご自分で購入して設置(退去時は撤去)していただく必要があります。
- (7) 犬・猫などのペットの飼育や一時預かりは認めておりません。また、敷地内における動物への餌付けなどの迷惑行為も禁止しています。ただし、盲導犬・介助犬を除きます。
- (8) 団地ごとに入居者の皆様で自治会を組織しており、共用部電力、清掃、草刈、除雪等に係る費用や労務は、自治会を通じて公平に負担していただきます。よって、家賃とは別に、自治会費や共益費のお支払いが必要となります。入居後は自治会の規則に従っていただき、自治会活動に積極的に協力してください。
- (9) 募集する住宅は、前入居者が退去したあとに、日常生活をする上で支障のない程度に清掃・修繕を行っておりますので、多少の汚れや損耗、劣化した箇所が残っております。
- (10) 家具・家電は設置されておりません。居室用の照明器具や暖房器具は入居者ご自身でご用意する必要があります。
- (11) 住宅の修繕について、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じた場合や、軽微な修繕の費用は入居者に負担していただきます。
- (12) 道営住宅は個人営業等の事業所として使用することはできません。事業所としての形態をなしているかどうかに関わらず、個人タクシーや軽運送業、学習塾など一切の事業活動は認められません。

12. 当選確率の引き上げについて

- (1) 連続申込み年度数：「北海道営住宅抽選カード」を確認し、連続して落選した「年度数」に応じて抽選番号を増加します。抽選カードを紛失したときや、申込書提出時に確認できないときは優遇措置を適用しません。
- (2) 特定世帯：次の世帯区分に該当するごとに抽選番号を加算します。同居しない方や、別居扶養ではない方には適用しません。該当しない区分を選択したときは失格とします。子育て世帯向け住宅及び特定目的住宅のお申込みには適用しません。

世帯区分	優遇措置の対象要件		加算
高齢者等	入居者の方が60歳以上のとき次のいずれかに該当する世帯(事実婚関係にある配偶者を含む)	① 同居者が60歳以上または18歳未満。 ② 配偶者のみ。 ③ 配偶者と18歳未満の同居者。 ④ 同居者がいない(単身者)	1
	入居者の方が60歳未満のとき次のいずれかに該当する世帯(事実婚関係にある配偶者を含む)	① 60歳以上の配偶者のみ。 ② 60歳以上の配偶者と18歳未満の同居者。	
障がい者等	次のいずれかの認定等級に該当する手帳等の所持者がいる世帯。	① 身体障がい者手帳(1級から4級) ② 精神障がい者保健福祉手帳(1級または2級) ③ 療育手帳(A判定またはB判定) ④ 戦傷病者手帳(特別項症から第6項症まで、または第1款症)	1
母子・父子	現に扶養する20歳未満の子と現に同居し、または同居しようとする母・父。		2
子育て	中学校就学前の子どもが同居する世帯。		2
大家族	次のいずれかに該当する世帯。	① 5人以上の世帯。 ② 4人世帯で18歳未満の子が3名いる世帯。	2
新婚	入居者及び配偶者(婚姻の予約者を含む)の年齢が合計70歳以下であり、かつ、婚姻の届出の日から2年以内の方。		1
道内より転入 道外より移住	入居時に道内外の他の市町村から転入しようとする方、または転入する方と同居しようとする方がいる世帯。		1
海外引揚者	海外からの引揚者で日本に引き揚げってから5年を経過していない方(道援護事務主管課長の証明書により確認)		1
DV被害者	次のいずれかに該当する方。婦人相談所長の証明書、または裁判所の保護命令決定書により確認(保護中の方を含む)	① 配偶者暴力防止等法による一時保護又は保護が終了した日から5年以内。 ② 配偶者暴力防止等法にもとづく裁判所の退去命令又は接近禁止命令が出されて5年以内。 ③ 児童福祉法にもとづく母子生活支援施設での保護が終了してから5年以内。	1
犯罪被害者	犯罪行為によって被害のあった日から5年以内の方で、次のいずれかに該当する方のいる世帯。警察署への照会により確認。	① 犯罪の影響により収入が著しく減少し、現に居住し続けることが困難になった方。 ② 現に居住している住宅またはその付近において犯罪が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難になった方。	1
原子力事故被災者	2011(H23)年3月11日において、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する法律第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた方。罹災証明、または居住実績証明により確認。		1

13. 当選した方の入居資格審査、敷金納付、鍵渡し

- (1) 当選した方には通知をお送りいたします。必要書類を指定期限までに提出していただき、北海道による入居資格審査を受けていただきます。なお、提出していただく書類は、それぞれの事情によって異なりますので、送付する通知にてお知らせいたします。

書類の区分	必要書類の例
① 当選の確認に関する書類	●北海道営住宅抽選カード
② 入居者に関する書類	●入居される方全員の「住民票」
③ 給与所得者の収入金額に関する書類	●源泉徴収票 ●所得(課税)証明書 ●給与支給明細書 ●確定申告書(控え)
④ 事業所得者の収入金額に関する書類	●確定申告書(控え) ●所得(課税)証明書
⑤ 公的年金受給者の収入金額に関する書類	●源泉徴収票 ●改定通知書 ●振込通知書 ●所得(課税)証明書 ●確定申告書(控え)
⑥ 退職又は失業を確認する書類	●離職票 ●雇用保険受給資格者証 ●退職証明書
⑦ 世帯状況の確認に関する書類	
ア 婚約関係を確認する書類	●婚約証明書
イ 事実上婚姻関係を確認する書類	●住民票 ●パートナーシップ宣誓書受領証 ●道が定める申出書
ウ 離婚調停中を確認する書類	●裁判所又は弁護士が発行する証明書
エ 障がいがある方に関する書類	●身体障がい者手帳 ●療育手帳 ●戦傷病者手帳 ●精神障がい者保険福祉手帳
オ 扶養を確認する書類	●健康保険証 ●源泉徴収票 ●マイナ保険証の方はマイナポータルの資格情報
カ 単身者、母子(父子)家庭、新婚を確認する書類	●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
キ DV 被害者に関する書類	●婦人相談所長が発行する証明書 ●裁判所が発行する保護命令決定書
ク 生活保護受給を確認する書類	●生活保護受給証明書
ケ 現住居の賃貸契約を確認する書類	●賃貸契約書
コ 持ち家の処分中を確認する書類	●不動産売買契約書 ●競売開始の証明書 ●解体する旨の契約書
⑧ その他、必要に応じて提出していただく書類があります	

- (2) 入居資格審査に合格した方には「入居決定通知」をお送りし、指定期限までに敷金(家賃2ヶ月分)をお支払いいただきます。また、希望者には指定の期間内に入居住宅の内見をしていただきます。
- (3) 入居説明会にご出席いただき、北海道が定めた規則や注意事項に関する説明を受けていただきます。入居説明会終了時に鍵一式をお渡しいたします。お引越は指定期限までに完了してください。

14. 住宅の概要および家賃について

【一覧表の表記について】

- ▼ 家賃について … 該当住棟における収入に応じた家賃の最低額～最高額を記載しています
- ▼ 駐車場について … 1台分の月額使用料を記載しています。原則1世帯1台のみの契約ですが、愛国団地のみ第2駐車場を完備しており、空き状況によっては複数台の使用が可能。
未整備の住棟は使用料がありません。

▼ 浴室設備について

- 購入 : 入居者がバスタブ、浴槽、湯沸かし器を購入
- 有 : 電気温水器が設置済
- リース : 釧路ガスとリース契約が必要

▼ 暖房設備について

- 煙突式 : 入居者が煙突式石油ストーブを用意
- FF式 : 入居者がFF式石油ストーブを用意
- ガスFF式リース : 釧路ガスとリース契約しFF式ガスストーブを設置
- タンク購入 : 入居者が室内用灯油タンクを用意
- 共用タンク : 住棟に共用灯油タンクが設置

※ ガス器具の購入、リース費用の詳細については釧路ガスへご確認ください。

- ▼ 光回線について … ○ : マンションタイプ光回線の契約可能 , × : 光回線は使用できません

	団地名 (建設年度)	住棟名 (階数)	所在地	間取別 管理戸数	家賃	浴室	暖房設備	エレベーター	戸外 収納	光 回線	駐車場	学区
①	新富士 (S60-S63) ※募集停止中	D19 (5階建)	釧路市鳥取南 4丁目4番	3LDK 145 4LDK 5	15,100 ～ 34,800	購入	煙突式 ・ タンク購入	×	○	○	未整備	新陽小 鳥取中
		D20 (5階建)								×		
		D21 (5階建)								×		
		D22 (5階建)								○		
		D23 (5階建)								×		
		D24 (5階建)								○		
②	愛国 (S52-S56)/ 改(H20-H26)	D9R (5階建)	釧路市美原 4丁目4番	2LDK 99 3LDK 111	16,800 ～ 46,200	リース	FF式 ・ 共用タンク	○	○	○	3,710	美原小 美原中
		D10R (5階建)										
		D11R (5階建)										
		D12R (5階建)										
		D14R (5階建)										
③	睦 (S62-H3)	D25 (3階建)	釧路郡釧路町睦 5丁目1番地	3LDK 72	21,400 ～ 44,000	購入	煙突式 FF式 ・ 共用タンク	×	○	○	3,560	富原小 富原中
		D26 (3階建)										
		D27 (3階建)					煙突式 FF式 ・ タンク購入					
		D28 (3階建)										
		D29 (3階建)					×					

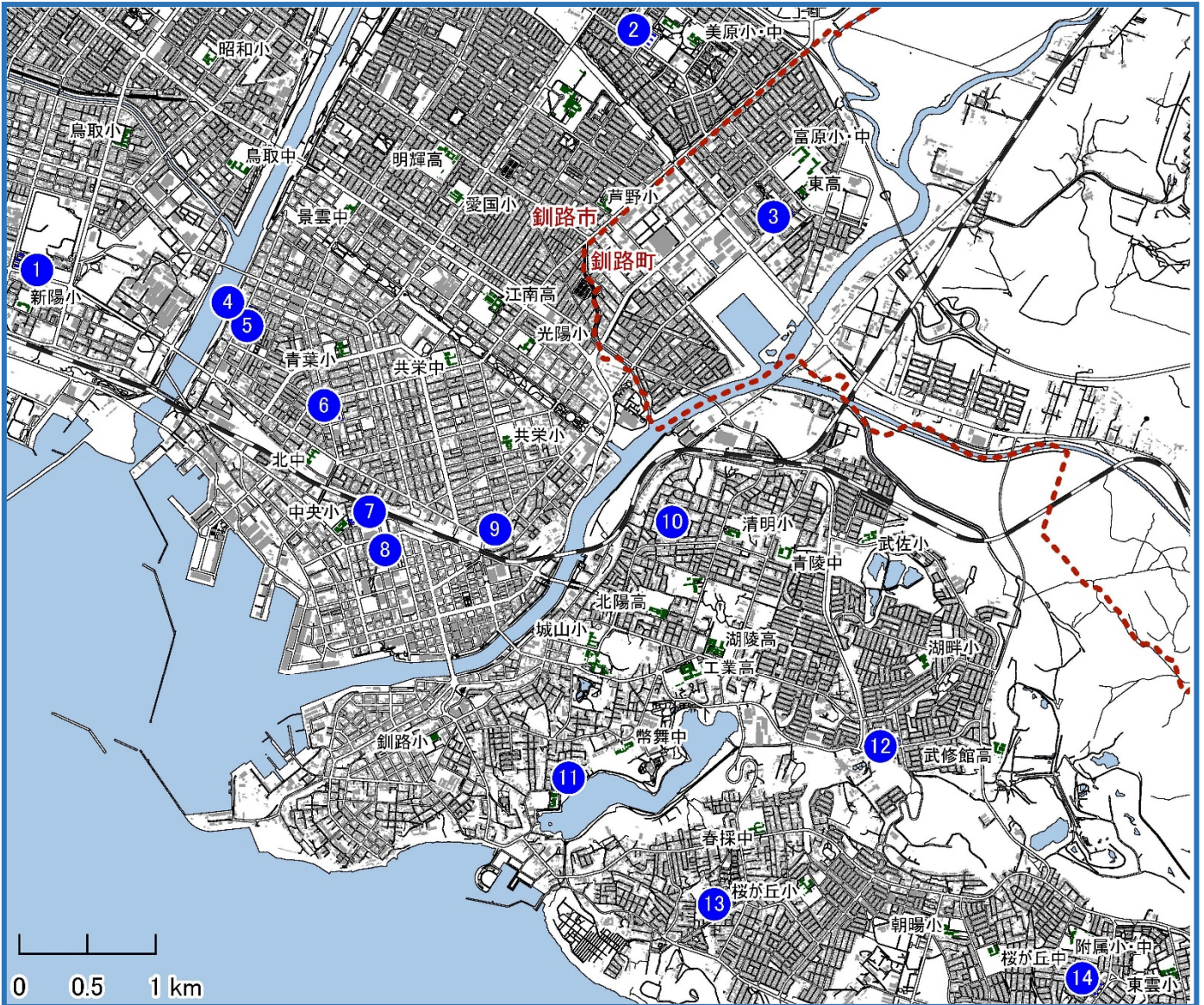
	団地名 (建設年度)	住棟名 (階数)	所在地	間取別 管理戸数	家賃	浴室	暖房設備	エレベーター	戸外 収納	光 回線	駐車場	学区
④	住之江 (S58)/改(H31)	D17 (5 階建)	釧路市住之江町 12 番	2DK 10 2LDK 10 3LDK 10	14,200 ～ 40,300	リース	FF 式 ・ 共用タンク	○	○	○	3,470	青葉小 北中
⑤	住之江 (S53-S54)	DH6 (6 階建)	釧路市住之江町 11 番	3DK 120	15,200 ～ 30,800	リース	煙突式 ・ 共用タンク	○	×	×	未整備	青葉小 北中
		DH7 (6 階建)								○		
⑥	若竹 (H4-H5)	DH8 (7 階建)	釧路市若竹町 7 番	3LDK 85	19,800 ～ 39,300	リース	ガス FF 式 リース	○	○	○	3,810	青葉小 北中
		DH9 (9 階建)										
⑦	ことぶき (H15-H21)	DH10A (8 階建)	釧路市寿 1 丁目 7 番	※1 2DK 24	16,600 ～ 44,200	リース	FF 式 ・ 共用タンク	○	○	○	3,750	中央小 北中
		DH10B (8 階建)		2LDK 40								
		DH10C (8 階建)		3LDK 51 車いす 4								
⑧	であえーる幸 (H25)	DH11 (12 階建)	釧路市幸町 13 丁目 2 番地の 4	2LDK 30 3LDK 10	21,300 ～ 50,900	リース	FF 式 ・ 共用タンク	○	○	○	4,270	中央小 北中
⑨	川北 (H23-H24)	D34A (5 階建)	釧路市川北町 1 番	※1 2DK 10	15,300 ～ 44,600	リース	FF 式 ・ 共用タンク	○	○	○	3,460	共栄小 共栄中
		D34B (5 階建)		2LDK 29 3LDK 8 車いす 2								
⑩	新緑ヶ岡 (H7)	D30 (3 階建)	釧路市緑ヶ岡 2 丁目 26 番	3LDK 17	20,600 ～ 42,800	リース	ガス FF 式 リース	×	○	×	3,300	清明小 青陵中
⑪	千歳 (H13)	D3 (4 階建)	釧路市千歳町 10 番	2DK 4 2LDK 7 3LDK 13	15,400 ～ 41,700	リース	FF 式 ・ 共用タンク	○	○	○	3,330	釧路小 幣舞中
⑫	曙 (S50-S51)/ 改(H16-H18)	D7R (5 階建)	釧路市武佐 1 丁目 8 番	2DK 4	13,700 ～ 39,900	リース	FF 式 ・ 共用タンク	○	○	○	3,290	湖畔小 青陵中
		D8R (5 階建)		2LDK 16 3LDK 30								
⑬	釧路クレインヴィラ (H10-H13)	A (3 階建)	釧路市春採 4 丁目 14 番	※2 2DK 12	15,300 ～ 40,100	※3 有	FF 式 ・ 共用タンク	×	○	×	3,090	桜が丘小 春採中
		B (3 階建)	釧路市春採 4 丁目 17 番	2LDK 23		リース				○		
		C (3 階建)		3LDK 18						○		
⑭	白樺 (H9-H10)	D31 (3 階建)	釧路市白樺台 2 丁目 3 番	2LDK 24	15,700 ～ 35,600	リース	FF 式 ・ 共用タンク	×	○	×	2,810	東雲小 桜が丘中
		D32 (3 階建)		3LDK 30								
		D32 (3 階建)										

※1 … ことぶき団地、川北団地の車いす対応住宅の間取りは 2LDK です。

※2 … 釧路クレインヴィラ団地の 2DK:12 戸、2LDK:5 戸はシルバーハウジング住宅です。

※3 … 釧路クレインヴィラ団地の浴室設備は 1 階が「有」、2、3 階は「リース」です。

北海道営住宅位置図(釧路市・釧路町)



① 新富士 D19-D24

鳥取南 4 丁目 4 番
6 棟 150 戸 / 5 階建

② 愛国 D9R-D14R

美原 4 丁目 4 番
5 棟 210 戸 / 5 階建 EV

③ 睦 D25-D29

睦 5 丁目 1 番地
5 棟 72 戸 / 3 階建

④ 住之江 D17

住之江町 12 番
1 棟 30 戸 / 5 階建 EV

⑤ 住之江 DH6,DH7

住之江町 11 番
2 棟 120 戸 / 6 階建 EV

⑥ 若竹 DH8,DH9

若竹町 7 番
2 棟 85 戸 / 7, 9 階建 EV

⑦ ことぶき DH10A,B,C

寿 1 丁目 7 番
1 棟 119 戸 / 8 階建 EV

⑧ であえーる幸 DH11

幸町 13 丁目 2 番地の 4
1 棟 40 戸 / 12 階建 EV

⑨ 川北 D34A,B

川北町 1 番
1 棟 49 戸 / 5 階建 EV

⑩ 新緑ヶ岡 D30

緑ヶ岡 2 丁目 26 番
1 棟 17 戸 / 3 階建

⑪ 千歳 D3

千歳町 10 番
1 棟 24 戸 / 4 階建 EV

⑫ 曙 D7R,D8R

武佐 1 丁目 8 番
2 棟 50 戸 / 5 階建 EV

⑬ 釧路クレインヴィラ A,B,C

春採 4 丁目 14,17 番
3 棟 53 戸 / 3 階建

⑭ 白樺 D31-D33

白樺台 2 丁目 3 番
3 棟 54 戸 / 3 階建

【凡例】団地住棟名

住所
棟数-住戸数 / 階数(EV 有無)